

大津市公報

令 和 5 年 4 月 1 日 号 外 (第 20 号)

発行所 大 津 市 役 所 発行人 大 津 市 毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次 〇 規 則

14	大津市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則
15	大津市一般職の職員の給与に関する条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料に関
-9	ける規則
16	大津市職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則7
17	大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則13
18	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則13
	〇 企 業 局 管 理 規 程
3	大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
	〇 教育委員会規則
2	大津市教育公務員の給与に関する条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関す
Z	5規則
3	大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則20
4	大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則21

規則

大津市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第14号

大津市職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年条例第2号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第26条の3第1項及び条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請)

- **第3条** 高齢者部分休業の承認の申請は、所定の様式による申請書により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。
- 2 任命権者は、前項の規定による申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定による申請は、同項の申請書に記載すべき事項について電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理 の用に供されるものをいう。)を作成し、当該電磁的記録について電子情報処理組織(任命権者の使用に係る 電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用することにより、行うことができる。
- 4 前項の規定により行われた申請は、同項の任命権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該任命権者に到達したものとみなす。

(承認の取消し又は休業時間の短縮に係る職員の同意)

- **第4条** 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間(条例第5条に規定する休業時間をいう。以下同じ。)の 短縮に係る職員の同意は、所定の様式による同意書により行うものとする。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮に係る職員の同意について準用する。

(休業時間の延長の申出)

- **第5条** 休業時間の延長の申出は、所定の様式による申出書により、休業時間を延長しようとする日の1月前までに行うものとする。
- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、休業時間の延長の申出について準用する。 (禾仁)
- **第6条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

大津市一般職の職員の給与に関する条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料に関する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第15号

大津市一般職の職員の給与に関する条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料に関する 規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「条例」という。) 附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 管理監督職 大津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号。以下この条及び第5条において「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
 - (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
 - (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例附則第24項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
 - (4) 特定日 条例附則第22項に規定する特定日をいう。
 - (5) 降格 大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号。以下「初任給等規則」という。)第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
 - (6) 初任給基準異動 条例第3条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
 - (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
 - (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
 - (9) 上限額 条例第4条第1項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあっては、当該給料月額に大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。
 - (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。 (条例附則第24項の規則で定める職員)
- 第3条 条例附則第24項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前

に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

- エ 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第26項の規定による給料の支給)

- 第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第26項の規定による給料として支給する。
 - (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に 当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合 の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応す る給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額) に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて 得た額
 - (4) 異動日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
 - (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、 市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第26項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第26項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前

日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第26項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第26項の規定による給料として支給する。
 - (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行われるものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 市長の定める額
 - (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末 日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給 料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70 を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、 市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第26項の規定による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第27項の規定による給料の支給)

- 第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - (4) 降任等相当転任日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員
- 第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項

に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。) 又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 (特例任用期間降格等職員に対する条例附則第27項の規定による給料の支給)
- 第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任(以下「他の職への昇任等」という。)をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行われるものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又 は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給 料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄 に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日から他の職への昇 任等をされる日の前日までの間、市長の定める額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員

- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(職員の同意を得て行われるものを除く。) 又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員 (人事交流等職員に対する条例附則第27項の規定による給料の支給)
- 第10条 初任給等規則第12条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第22項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第22項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例等の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、市長の定める日以後、市長の定める額を、条例附則第27項の規定による給料として支給する。
 - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第12条第1項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員

(この規則により難い場合の措置)

第11条 条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には 部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ市長の 承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑目)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第24項、第26項又は第27項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。 令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第16号

大津市職員の定年等に関する条例等の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則 (大津市職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 大津市職員の定年等に関する規則(昭和60年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項の規定により、職員の定年等の実施」を「の施行」に改める。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(勤務延長等に係る書面の交付)」を付し、同条中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に、「同様」を「、同様」に改める。第3条に見出しとして「(勤務延長等に係る申請)」を付し、同条中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書」に、「勤務延長の期限を延長」を「市長の承認を得ようと」に、「勤務延長の期限延長承認申請書(様式第1号)」を「所定の様式による申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合について準用する。 第4条に見出しとして「(勤務延長等に係る職員の同意)」を付す。

第5条中「勤務延長の状況報告書(様式第2号)を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の 状況」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第4条第1項ただし書の規定による市長の承認を得たものを除く。)の状況
- (2) 前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況
- (3) 前年度における定年前再任用の状況
- 第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

(異動期間の延長に係る書面の交付)

第5条 任命権者は、条例第9条各項の規定により異動期間の延長を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。

(異動期間の延長に係る申請)

第6条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により市長の承認を得ようとする場合には、所定の 様式による申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次条に規定する 書面を添付するものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第7条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって得なければならない。

(定年前再任用の原則)

- 第8条 任命権者は、定年前再任用(条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任免の根本基準に違反してはならない。
- 2 任命権者は、職員が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第9条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(定年前再任用の選考等に係る手続)

- **第10条** 定年前再任用希望者は、あらかじめ、任命権者が定める時期に、所定の様式による申出書を任命権者 に提出して定年前再任用を希望する旨を申し出なければならない。
- 2 任命権者は、前項の申出があったときは、第13条第1項に定める大津市職員再任用選考委員会の審議を経 て定年前再任用の可否を決定し、その結果を当該申出を行った職員に通知するものとする。
- 3 前項の通知は、その旨を明示した書面を交付して行わなければならない。 (定年前再任用の選考に用いる情報)
- **第11条** 条例第12条及び第13条第1項に規定する規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。
 - (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用の決定の取消し等)

- **第12条** 任命権者は、第10条第2項の規定により定年前再任用の決定を受けた者(次項において「定年前再任用予定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、職員としての適格性に欠くことが明らかとなったとき。
- 2 定年前再任用予定者は、定年前再任用の決定を辞退する必要が生じたときは、速やかに所定の様式による辞退申出書を任命権者に提出しなければならない。

(職員再任用選考委員会)

- **第13条** 職員の定年前再任用の選考の公正を期すため、大津市職員再任用選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員は、本市職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 本則に次の1条を加える。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(大津市職員互助会設置条例施行規則の一部改正)

第2条 大津市職員互助会設置条例施行規則(昭和30年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1号ウ中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第22号)の一部を次のように改正する。 第6条の2第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条第3項中「又は大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条」を「、大津市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第2号)第3条又は大津市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年条例第2号)第3条」に改める。

第10条の2第2項第1号中「。以下「勤務時間規則」という。」を削る。

第15条第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認(以下「高齢者部分休業の承認」という。)を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第16条の2第2項中「第16条第1項各号」を「前条第1項各号」に改める。

第21条第2項中第13号を第14号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号中「第15条第2項第3号ア」を「第15条第2項第4号ア」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

第23条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項第1号中「又は大津市職員の修学部分休業に関する条例第3条」を「、大津市職員の修学部分休業に関する条例第3条又は大津市職員の高齢者部分休業に関する条例第3条」に改める。

附則第4項の前の見出し及び第6項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

(条例附則第22項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の支給額の特例)

7 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第10条の6第1項及び第10条の7第1項の規定の適用 については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額 (当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこ れを100円に切り上げるものとする。)」とする。

(大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

- 第4条 大津市技能労務職員の給与に関する規則(昭和55年規則第2号)の一部を次のように改正する。 第5条第2項を次のように改める。
 - 2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員のうち、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、市長が定める基準に従い決定した当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

「付 則」を「附 則」に改め、附則に次の見出し及び2項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

- 3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、市長が定める基準に従い決定した職務の級並びに第5条第1項並びに第6条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 4 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には、適用しない。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任 用職員の項を次のように改める。

皮皮类素以 B	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員	田	円
	255, 200	274, 600

(大津市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第5条 大津市職員退職手当支給条例施行規則(昭和57年規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「。以下「法」という。」を削る。

第8条の5を第8条の6とし、第8条の2から第8条の4までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

(条例第7条第6項に規定する規則で定める者)

- 第8条の2 条例第7条第6項に規定する規則で定める者は、当該職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となることなく退職したならば当該職員以外の地方公務員等に対して適用される退職手当(これに相当する給与を含む。以下この条において同じ。)に関する規程において条例第4条第1項第1号若しくは第4号又は第5条第1項第1号若しくは第7号に相当する規定の適用を受けて退職手当が支給されることとなる者とする。
- 「**付 則**」を「**附 則**」に改め、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基準額に係る特例)

- 2 当分の間、条例第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第3条の2第1項及び第2項並びに第3条の4第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。
- 3 当分の間、条例第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳(医師及び歯科医師である職員にあっては、65歳)に達する日前に退職したときにおける第3条の2第1項及び第2項並びに第3条の4第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「60歳(医師及び歯科医師である職員にあっては、65歳)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 4 当分の間、条例第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳(医師及び歯科医師である職員にあっ

ては、65歳)に達した日以後に退職したときにおける第3条の2第1項及び第2項並びに第3条の4第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

5 当分の間、条例附則第16項に規定する規則で定める割合は、100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合とする。

(大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第6条 大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則(昭和59年規則第19号)の一部を次のように改正する。 第9条第1号中「第26条の2第1項の規定による承認を受けた職員」を「第22条の4第1項に規定する短時 間勤務の職を占める職員」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第26条の 2 第 1 項の規定による承認を受けた職員及び法第26条の 3 第 1 項の規定による承認を受けた職員

第9条第3号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「、同法」を「及び育児休業法」に改め、「及び同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員」を削る。

第12条の2第1項第3号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第12条の3第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

(大津市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第7条 大津市職員の育児休業等に関する規則(平成4年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(/)」を「第2条第5号ア(/)」に改める。

第10条第1号中「期間及び」を「期間、」に改め、「勤務しなかった期間」の次に「及び同法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間」を加える。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年規則第23号)の一部を次のように改正 する。

第8条の2中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第9条の3中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に 改める。

(大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第9条 大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則(平成19年規則第36号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「昭和26年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し くは第2項」を「昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「(同法第28条 の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあっ てはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額)」を「額」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第22項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の支給額の特例)

4 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

(大津市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第10条 大津市職員の退職管理に関する規則(平成29年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(大津市職員の再任用に関する規則の廃止)

第11条 大津市職員の再任用に関する規則(平成26年規則第1号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(大津市職員の定年等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大津市職員の定年等に関する規則(以下「新定年規則」という。)第3条

及び第14条の規定は、大津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年条例第7号。 以下「令和5年改正条例」という。)附則第2条の規定による勤務延長(令和5年改正条例による改正後の大 津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号。以下「新定年条例」という。)第4条第1項又は第2 項の規定により引き続き勤務させることをいう。)について準用する。

- 2 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同条第2項に規定する新条例定年をいう。以下この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、令和5年改正条例による改正前の大津市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 3 令和5年改正条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。
- 4 令和5年改正条例附則第3条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項並びに 第6条第1項及び第2項の規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
 - (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。) を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- 5 令和5年改正条例附則第3条第5項(令和5年改正条例附則第4条第3項、第5条第3項及び第6条第3項 において準用する場合を含む。)に規定する職員の同意は、書面によって得なければならない。
- 6 任命権者は、暫定再任用を行う場合又は令和5年改正条例附則第3条第3項(令和5年改正条例附則第4条 第3項、第5条第3項及び第6条第3項において準用する場合を含む。)の規定により任期を更新する場合に は、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。
- 7 前3項に定めるもののほか、暫定再任用については、新定年規則第8条から第10条まで、第12条及び第13条の規定を準用する。この場合において、新定年規則第14条中「(3) 前年度における定年前年度における定年前再任用の状況」とあるのは、「(3) 前年度における定年前再任用の状況 と読み替えるものとする。
- 8 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この項から附則第10項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から附則第10項までにおいて同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年であるものに限る。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 9 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 10 令和5年改正条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第8項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とする。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。) は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第23条の規定を適用する。

(大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第4条 暫定再任用職員であって大津市技能労務職員の給与に関する規則の適用を受ける者(以下「暫定再任用技能労務職員」という。)(暫定再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第4条の規定による改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則(以下「新技能労務職員給与規則」という。)第4条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、市長が定める基準に従い決定した当該暫定再任用技能労務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用技能労務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用技能労務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務技能労務職員(暫定再任用技能労務職員のうち暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。以下同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新技能労務職員給与規則第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、市長が定める基準に従い決定した当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員の属する職務の級に応じた額に、令和5年改正条例第11条の規定による改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号。以下「新勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務技能労務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第8条の規定による改正後の大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第9条の3の規定の適用については、同条中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」とする。

(大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第6条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第9条の規定による改正後の大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則(以下「新管理職手当規則」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新管理職手当規則第2条第2項の 規定を適用する。

(雑則)

第7条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に 定める。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第17号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第21号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日が3日以下とされている者又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている者で1年間の勤務日が48日から168日までであるもの 2日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和5年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第18号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年規則第29号)の一部を次のよう に改正する。

第12条第1項中「引き続き」を削る。

第18条の見出し中「業務」を「業務等」に改め、同条中「とする業務」の次に「その他市長が別に定める業務」を加える。

別表第1アの表1種の項中「同じ。)」の次に「、保育補助員」を加え、別表第1アの表3種の項中「産業化支援統括コーディネーター」の次に「、産業化支援コーディネーター」を加える。

別表第3備考中「事務補助員」の次に「、保育補助員」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

大津市公営企業管理者 國 松 睦 生

第2条第1項中「、第24条及び第25条」を「及び第24条から第26条まで」に改め、同条第3項中「第28条の 5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第5項中「第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第11条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第26条を第27条とし、第25条の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業)

- 第26条 公営企業管理者は、職員が申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が60歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(大津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、高齢者部分休業については、大津市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年条例第2号)の適用を受ける職員の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第 1項若しくは第3項の規定により採用された職員に対する改正後の第11条第3項の規定の適用については、同 項中「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3 年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項」とする。

教育委員会規則

大津市教育公務員の給与に関する条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第2号

大津市教育公務員の給与に関する条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則

趣旨)

第1条 この規則は、大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号。以下「条例」という。)附

則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 管理監督職 大津市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第2号。以下この条及び第5条において「定年条例」という。)第6条に規定する職をいう。
 - (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
 - (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、条例附則第22項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第1項特例任用職員(定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第3項特例任用職員(同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。
 - (4) 特定日 条例附則第20項に規定する特定日をいう。
 - (5) 降格 職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更するもののうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
 - (6) 初任給基準異動 条例第4条第1項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない大津市教育 公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年教育委員会規則第7号)別表第3に定める初任給基準表(第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
 - (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
 - (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
 - (9) 上限額 条例第5条第1項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員にあっては、当該給料月額に大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。
 - (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(条例附則第22項の規則で定める職員)

- 第3条 条例附則第22項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前 に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
 - エ 異動日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員又は教育委員会が 市長と協議して定めるこれに準ずる職員
 - (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する条例附則第24項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に 当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合 の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に 相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて 得た額
- (4) 異動日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員又は教育委員会が市長と協議して定めるこれに準ずる職員 教育委員会が市長と協議して定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、 教育委員会が市長と協議して定める日以後、教育委員会が市長と協議して定める額を、条例附則第24項の規定 による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する条例附則第24項の規定による給料の支給)

- 第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日(定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に

達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行われるものを除く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める額
 - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
 - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員又は教育委員会が市長と協議して定めるこれに準ずる職員 教育委員会が市長と協議して定める額
- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末 日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給 料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70 を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、 教育委員会が市長と協議して定める日以後、教育委員会が市長と協議して定める額を、条例附則第24項の規定 による給料として支給する。

(降任等相当給料表異動をした職員に対する条例附則第25項の規定による給料の支給)

第7条 降任等相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条にお

いて同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が市長と協議して定める日以後、教育委員会が市長と協議して定める額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任目から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- (4) 降任等相当転任日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員又は教育委員会が市長と協議して定めるこれに準ずる職員
- 第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が、降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が市長と協議して定める日以後、教育委員会が市長と協議して定める額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員又は教育委員会が市長と協議して定めるこれに準ずる職員

(特例任用期間降格等職員に対する条例附則第25項の規定による給料の支給)

- 第9条 特例任用期間降格等職員(第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任(以下「他の職への昇任等」という。)をされる日の前日までの間において、降格(職員の同意を得て行われるものに限る。)をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
 - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又 は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給 料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄 に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が市長と協議して定め る日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間、教育委員会が市長と協議して定める額を、条例附則第 25項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から他の職への昇任等をされる日の前日までの間に昇格(職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。) をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格 (職員の同意を得て行われるものを除く。) 又は降号をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員又は教育委員会が市長と協議して定めるこれに準ずる職員

(人事交流等職員に対する条例附則第25項の規定による給料の支給)

第10条 次に掲げる者(第4項第1号において「他自治体等職員」という。)から人事交流等により引き続いて 管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等 職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職 員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある 者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を 除く。)のうち、特定日に条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第20項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。

- (1) 職員以外の市職員
- (2) 他の地方公共団体の職員
- (3) 国家公務員
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者
- (5) 教育委員会が市長と協議して前各号に掲げる者に準ずると認める者
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合 における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例等の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が市長と協議して定める日以後、教育委員会が市長と協議して定める額を、条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて他自治体等職員となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
 - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
 - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (4) 人事交流等職員となった日 (特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日) 以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 人事交流等職員となった日以後に教育委員会が市長と協議して行う承認を得てその号給を決定された職員 又は教育委員会が市長と協議して定めるこれに準ずる職員

(この規則により難い場合の措置)

第11条 条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には 部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ教育委 員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。この場合における別段の取扱いに係る教育委員会の承 認は、市長と協議してしなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第3号

大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園の教員の管理職手当に関する規則(平成19年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

公 報

大津 市

第2条第2項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に 改め、「(同項に規定する短時間勤務の職を占める教員にあってはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第20項の規定の適用を受ける教員の管理職手当の支給額)

4 条例附則第20項の規定の適用を受ける教員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「55,700円」とあるのは、「39,000円」とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)を除く。)に対する改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「55,700円」とあるのは、「43,100円」とする
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教員とみなして、改正後の第2条第1項の規定を適用する。

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第4号

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則(平成4年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 第1条中「昭和32年条例第22号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第2条第1項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

「付 **則**」を「**附 則**」に改め、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第20項の規定の適用を受ける教員の義務教育等教員特別手当の支給額)

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける教員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。 別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)を除く。)に対する改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「及び教員の受ける号給に対応する別表第1」とあるのは、「に対応する別表第1定年前再任用短時間勤務職員の項」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教員とみなして、改正後の第2条第1項の規定を適用する。